

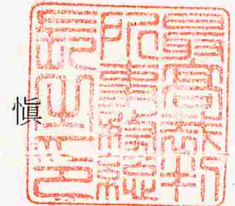
最高裁秘書第2849号

令和2年11月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せ（平成29年12月18日高等裁判所長官申合せ）の違反事例について作成した文書（直近の事例に関するもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年11月7日付け（同月8日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第25号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）